

第5章 重層的支援体制の構築

1 重層的支援体制について

平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※1)に努める旨、規定されました。

国は、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施し、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年12月に今後の方向性を示しました。その内容は、本人・世帯が有する複合的な課題(※2)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援(※3)を一体的に行う「重層的支援体制」を市町村で構築し推進するものです。

(※1) 包括的な支援体制づくりの具体的な内容

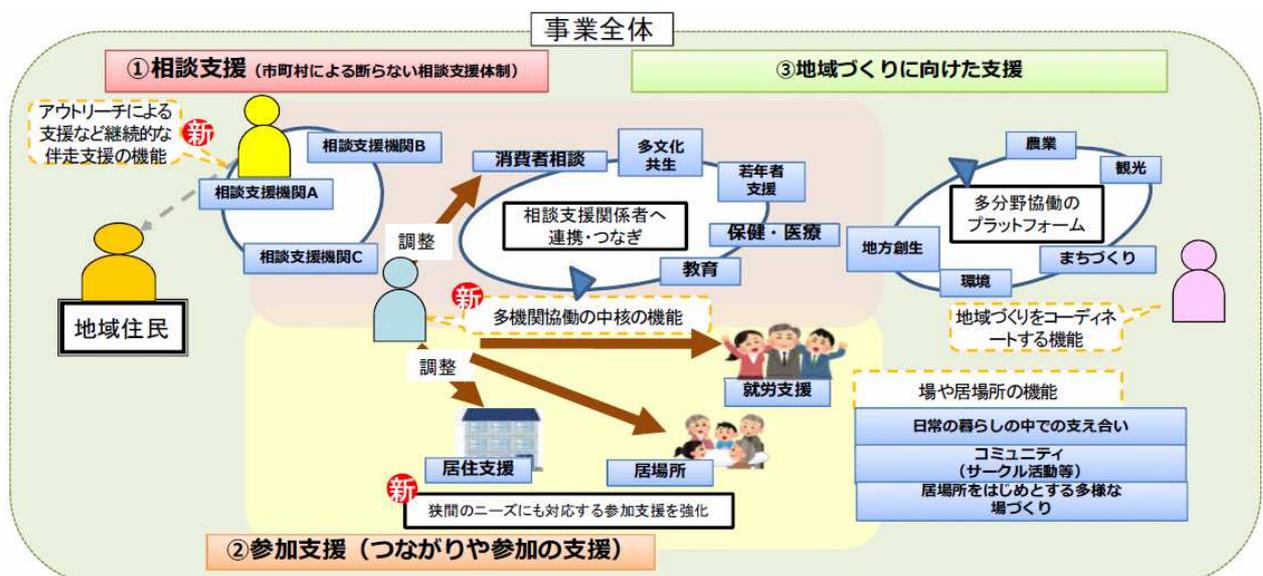
- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

(※2) 本人・世帯が有する複合的な課題

一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や介護と育児のダブルケアなど)

(※3) 3つの支援 ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援

重層的支援体制のイメージ(厚生労働省HPより)



2 重層的支援体制の取組みについて

第3期奥州市地域福祉計画における「重層的支援体制」は、地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していくこととします。

【課題認識】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。

これまで実施してきた相談支援は、相談を受けた部署が自ら課題を解決する方策を検討し、解決に向けて支援を実施するという手法でした。直ぐに解決した事例がある一方、近年の複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた部署の担当分野の範囲を超えてしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

地域生活課題を解決するためには、分野を越えた庁内連携による相談支援体制と相談者に寄り添い、伴走する重層的支援体制の構築が急務の課題となっています。

【対応方針】

「相談支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

「参加支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等に関する既存制度については、それぞれの制度が緊密な連携を取って取組を実施します。あわせて、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

「地域づくりに向けた支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。

【具体的な取組】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援	検討期間	支援開始			
参加支援	検討期間		支援開始		
地域づくりに向けた支援	検討期間		支援開始		